

産業建設常任委員会記録

令和元年 10月9日

【開催日】 令和元年10月9日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時10分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	河崎平男	委員	恒松恵子
委員	中岡英二	委員	藤岡修美
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	建設部長	森一哉
経済部次長兼農 林水産課長	深井篤	建設部次長兼土 木課長	森弘健二
都市計画課長	河田誠	都市計画課技監	高橋雅彦
都市計画課主査 兼計画係長	大和毅司	農林水産課農林 係長	平健太郎
農林水産課耕地 係長	本多享平		

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 請願第1号 旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書
- 2 請願第2号 横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容につきましては、先日来から審査をしております。請願1号、2号ということで旭町地域また横土手地区の農用地の農地除外に関する請願ということでありまして、先日補助金の件が出てまいりましたので、どういうふうな経過であるか。都市計画のほうも来ていただいていますので、双方、交えた中でももちろん採決に至っては1件ずつ採決してまいりますが、若干違いはありますけれども審査内容についてはよく似た地域でもあるとですから質疑については、双方から質疑をしてもらえばというふうに考えております。

河崎平男委員 先日の委員会の請願の審査の中で、不十分というような執行部の答弁もありましたし、前回の自由討議の中で、採択の発言をしましたが審議が不十分であったために発言の取下げをいたします。

中村博行委員長 先日の自由討議の中で主に自分の意思というものを表明していただいたような格好になりましたけれども、その件について、後からできた案件もありましたので、河崎議員のほうからありましたように、その件はなかったことというふうにしたいと思います。

河崎平男委員 補助金の件で執行部の答弁もありましたので、補助金の適正化に関する法律について、どの地区にどういった補助金が入っているか答弁をお願いしたいと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 旭町地区と横土手地区に係る農政に関する補助金でございますけれども、圃場に係る補助金は土地改良事業の補助金と多面的機能支払制度に関する補助金の二つがございます。まず土地改良事業に関する補助金でございますが、これは圃場整備、農道の整備、

水路の整備、水路等の農業用施設の整備に係るものでございますけれども、この補助金につきましては、適化法により、30年間はその形状を変えてはならないというふうに決まりがございますが、土地改良区のほうにも確認をいたしました。過去30年において、両地区においてどのように国からの補助金を伴う土地改良事業というものはないということでございます。次に多面的機能支払交付金でございますが、これにつきましては、まず旭町地区はこの多面的機能の支払いの対象にはなっておりません。横土手はその対象となっております。横土手につきましては、横土手地区に直接交付するのではなくて、高千帆環境保全会という団体がございます。まずここに交付をいたしまして、この高千帆環境保全会のほうで、高千帆東部保全会、河原田保全会、江汐水系みどり会、この三つが合併して高千帆環境保全会というふうになっておりますけれども、この高千帆環境保全会のほうでこの三つの地区の事業について、それぞれ優先順位を付けて補助金を分配するということでございます。ですので、高千帆環境保全会から横土手地区に対してどのぐらいの分配があったのかというのは、済みません、まだ確認を取っていないところでございますけれども、分配がありましたらそれに対して補助金の還付が生じるということになります。ただ高千帆環境保全会に交付いたしました多面的機能の補助金につきましては、平成29年度を初年度として5年スパンの計画に基づいて交付されるものでございます。ですので、補助金の返還が生じたといたしましても平成29年から農振地域を外した年度まで。仮に今年度中に農振地域から外したといたしましたら、平成29年、30年、令和元年の3か年分ということになります。その補助金返還が生じるということになります。ただその補助金返還が先ほど申しましたように、高千帆保全会のほうで各地区に補助金が分配されますので、補助金返還につきましても高千帆環境保全会のほうで協議をしていただいて、市を経由して県あるいは国のほうに補助金を返還するという形になります。

河崎平男委員 補助金の支払いの種別というか、ソフト面なのか、または構造

物で水路とか農道とかそういうもので支払われているんですか。どういう種別で払っているのか補助金の支払いの内容は。

深井経済部次長兼農林水産課長 補助金の内容につきましては二つございまして、一つは長寿命化、もう一つはそれ以外というところでございますけれども、長寿命化というのが例えば、水路がひび割れ等で漏水するような形ができたという場合にそれを補修していくあるいは農道舗装する、そういったものが長寿命化ということになります。もう一つ、それ以外というところでは、例えば水路の泥上げでありましたり、農道の表面の維持、草刈りであったりじゃりまきであったり、そういったものになりますけれども、平成30年度を見ますと長寿命化に対する補助金が高千帆環境保全会に対しましては、およそでございますが300万円。長寿命化以外のもの、先ほど言いましたのは道水路の泥上げとかそういったものについてはおよそ660万円。合計で約990万円が高千帆環境保全会に支払われております。

河崎平男委員 これについては地元等に協議はなされておりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 地元の代表者の方とはお話をしているところでございます。

河崎平男委員 そしたら補助金の返還等が伴った場合は、返還するという内容でよろしいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 高千帆環境保全会の代表者の方とお話をしておりますので向こうの方もそのように御理解していらっしゃるんじゃないかなと思います。

岡山明副委員長 横土手の耕作者と土地所有者の両方にその話はいつていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 横土手にいらっしゃる耕作者の方に直接ということでしょうか。

岡山明副委員長 耕作者と土地所有者の両者です。

深井経済部次長兼農林水産課長 こちらのほうから耕作しておられる方、あるいは農地を持っておられる方等に直接お話をしているわけではございません。高千帆環境保全会のほうと話をしたところでございます。

岡山明副委員長 高千帆環境保全会には話をもちかけられてということは、高千帆環境保全会の方というのは土地所有者ですか、耕作者ですか。どういう方がその対象なんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 構成員がどのような方なのかというのはこちらのほうでは確認をしていないところでございます。申し訳ございません。

中村博行委員長 土地改良区と保全会というのはどういう関連ですか。3地区が合併されてこの保全会ができているというような説明があったと思うんですけども、土地改良区というのは直接横土手地区等の関係があるかと思うんですけども、土地改良区との団体との関連は。

深井経済部次長兼農林水産課長 高千帆土地改良区との関係でございしますが、高千帆環境保全会が高千帆土地改良区に対して、多面的機能支払の事務委託を行っているというふうには伺っております。

恒松恵子委員 横土手地区への交付額は市は御存じないということで間違えないですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように高千帆環境保全会に

交付しておりますので、高千帆環境保全会から横土手地区にどのぐらいの分配があったかというのはこちらのほうでは把握しておりません。

恒松恵子委員 農用地域から除外されたことをもって、必ず返還の義務が生じるのかは御存じですか。それが確認できればと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 交付先が高千帆環境保全会ですから、そちらのほうに補助金の返還をしていただくということになろうと思います。実は今年度はまだ交付はしておりませんが、交付の対象にはなっておりますので、今の制度上でいきますと今の計画の初年度であります平成29年から今年度までの3か年分の補助金については返還が生じるということでございます。

中村博行委員長 先ほど平成30年度は全部で990万円あるということですが、平成29年度はあるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成29年度につきましては、およそ820万円ございますが、長寿命化につきましては約156万円。長寿命化以外のところでは約660万円でございます。

中村博行委員長 この2年間だけで約1,700万円ということの理解でいいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 2年間合わせまして約1,800万円ということになります。

中村博行委員長 そうすると令和元年度もその他の部分の660万円というのは大体同じような見込みでされてはいますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 恐らく昨年度平成30年度と同じぐらいの額

になるのではなからうかなと思います。

河崎平男委員 令和元年度については交付申請はされるんでしょう。決定も下りているんじゃないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 まだ決裁は回っておりませんので、毎年9月の終わりから10月にかけて、交付決定をして地元へ交付しておるとのことでございます。申請書は当然出ていると思います。ただその決裁が回っておりませんので私は見ていないところでございます。

藤岡修美委員 最初に5か年、平成29年度から5か年の計画ということで、今年が3年目、例えば今回の農業振興地域見直しの中で農用地の検討がされる中で、補助金が下りている横土手地区に関してこの辺の市の計画で農用地から除外するという事になって、当然来年度県に上げると。県が通ったとして、再来年度から農用地が外れて用途地域が設定されたとき、例えば5年目ですか。その間、5か年の計画なんで5年間分の補助金が下りると。そうしたときに5年分の補助金返還という話になるのか、例えば用途地域は塗られても農地として土地利用が進んでいけば、そういった補助金返還は免れるのか。それとも土地利用の見直しを5年経過した後に農用地から用途地域に変えたにそういった補助金の返還が出てくるのか、それをちょっと教えていただきたいんですけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず5年を経過した後というところでございますが、この計画は5年をスパンとする計画でございますので初年度から5年を経過した後はリセットされますので、令和3年度までですね。それから、令和4年度になって農用地を除外したということになりますと、ただ、そのときの農用地を外すと決定した日付、それとこの補助金の交付決定があった日付、これにもよるとは思いますけども、農用地を除外した日付のほうが早ければ、当然、交付決定はしないということになりますので、それ以降の補助金が下りないと。それ以前に交付したもの

については、返還の対象にはならないということでございます。ですから、この計画の途中で農用地から外した場合につきましても先ほど言いましたように、農用地から外すことが決定した日、あるいは例えば令和2年であれば令和2年度に交付決定をした日付のどちらが早いかということで補助金の返還が生じるかどうかということになるのではなかろうかなとは思っています。

中村博行委員長　なかなか、その辺りは微妙な感じになっていると思うんですよ。悪用といったらおかしいけども、その制度をうまく利用すれば、5年たった時点で終わりというような形にすれば、返還の義務が生じないという理解ですよ。

森山喜久委員　再確認なんですけど高千帆環境保全会が2017年度に合併したと。三つの組織を特定したというふうな形の分で確認しているんですけど、それ以前に三つそれぞれ、農地水環境なり、多面的っていう形の補助金を受けてきたと思うんですけど、その部分に関しては、補助金返還の対象には関係ないということでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長　5年間の計画に関係するものですので、合併がどう影響してくるのかというのをちょっとはっきりとお答えできないところもございますけれども、今、交付している補助金は平成29年度からの計画に対するものでございますので、平成28年度以前につきましては、その別の計画になりますから、そこはもう補助金返還の対象にはならないのではなかろうかなと思います。回答になってないかもしれませんが。済みません。

中村博行委員長　要は委員会でこれを仮に採択をしたと。執行部のほうが採択を受けて、農用地から外したとなると返還が生じるということやね。

深井経済部次長兼農林水産課長　そういうことになりますけども、ただ農用地

から外すというのが、市ではそういうふうな方向でいくという決定がされたといたします。それをもって、今度は県のほうに農用地除外の申請をしますので、決定はあくまでも県のほうということになるろうと思いません。

中村博行委員長 国はあんまり関係ないですか。これ全部国の事業でしょ。

深井経済部次長兼農林水産課長 多面につきましては国庫補助事業でございますので、国の事業でございます。そうすると国、県が皆関わってくるということになりますね。

河崎平男委員 交付決定の日付とか言われておりましたよね。その前に、運用はお互いの所管課で大体分かるよね。外す外さんは。そういった中ではあらかじめ先に分かるよね。法的な手続を取るんじゃないけど。その前に変更申請でもできるんじゃない。交付決定を待つよりも。なら地元にも保全会から変更せんでも済むやろう。そういうことも有り得るやろう。交付決定を待たずに、お互い協議しながら進めていったら返還のとこまでいかないんじゃないかという質疑です。

深井経済部次長兼農林水産課長 交付決定というのはもちろんできます。

中村博行委員長 思うに補助金の返還等々に係るところが非常に焦点になったところで質疑がありました。

中岡英二委員 この補助金が高千帆環境保全協会に支払われて横土手のほうにどれぐらいいつているかその金額というのはすごく大事なことだと思います。ぜひとも次の機会にはそれが分かるように、余りにも大きな金額だったらまた、地元の方も考えられると思うし、さっき藤岡委員が言われたように、5年後でそういう交付金の返還というか、なければまたそこで考えられると思いますので、ぜひとも早めに高千帆環境保全協会から

どれぐらいの金額がこの3年間、横土手に流れているかを教えてください。

中村博行委員長 これはすぐには分からないんやろ。

深井経済部次長兼農林水産課長 高千帆土地改良区が委任を受けておられますので、そちらのほうに問い合わせればそんなに時間は掛からないのではないかなとは思いますが。

岡山明副委員長 執行部と関係ないんですが、補助金の問題が出たと思うんですけど、藤岡委員は請願者の方々に対してそういう補助金の話はされたんですか。

中村博行委員長 それは自由討議でやろう。

森山喜久委員 高千帆環境保全会が今管理している面積が何ヘクタールあるのかっていうところを教えてくださいですし、活動組織の部分で通常は農業者のみで活動されるっていうパターンと、農業者及び地域住民とか、自治会とかそういった部分で構成される活動組織というふうな形の部分で幾つかパターンが分かれると思うんですよね。聞きたいのは高千帆環境保全会が管理している面積はどれだけあるのか。活動組織の主体は、農業者のみなのか、農業者だけでなく地域住民とか、そういった各種団体も含めたものも含まれた団体なのかその2点を教えてくださいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 高千帆環境保全会が管理している耕作地の面積につきましては、今手元に資料がございませんので後ほど御回答を差し上げたいと思います。団体ですけれどもこれにつきましては、農業者のみでやっておられるところもありますし、また農業者以外、自治会の方であったり、老人会であったり、そういったところも加わるところも

ありますので、高千帆環境保全会ではそれがどのような形になっているのか私のほうでは把握をしていないところでございます。申し訳ございません。

森山喜久委員 実際に今聞いたところは本当は基本的なところなのかなと正直言って思っているんですね。その面積に対しても補助金、管理はどうなのかっていう形の部分で含まれますし、今あえて活動組織というふうに言ったのは農業者の方々、耕作する方々が中心としてやってらっしゃるのか地主さんとか地域の方も含めて一緒に協議しているのかっていうところで、加わっているけどそういう話聞いてないよとか、そういった形が普通あってはいけないし、ないような形での5か年計画とは思いうんですけれども、やっぱりそういったところなのです。そう言っても年数がたつにつれて、中心となっていくところが地主さんになったり、農業者の声になったりというふうな形の部分の経過がずれていくと思うんですよね。そういったところの中で中心のところの活動組織はどうなのか、面積はどれくらいなのかというのを実際教えていただいたかないとその状況がつかめないなと思ったんですね。今答えられないということですので、後で教えてもらう形をお願いします。

中村博行委員長 単純に多面のほうは要するに、稲作の田んぼであれば、掛ける2,000円ぐらいじゃなかったかと思うんですけどね。

深井経済部次長兼農林水産課長 長寿命化以外でございましたら、10アール当たり3,000円。これの75%。農地水保全管理するという取組を含めて5年間以上も実施した地区につきましては、決められた単価に0.75を乗じるというふうになっておりますので、また高千帆環境保全会につきましては、長寿命化以外では10アール当たり3,000円。長寿命化については、10アール当たり4,400円となっております。これで計算してみたいと思います。

岡山明副委員長 多面的補助金の部分で長寿命とそれ以外ということで、高千帆環境保全会は金額990万円という話が出ましたよね。山陽小野田市総体として幾らが出ているんですか。この金額からはじき出されるんじゃないかと私今思ったんですけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほどの件ですけども、田と畑で単価が違いますので、一概に単価割りで面積が出るものではないと思いますので、正確な数字は後ほど御報告したいと思います。岡山副委員長からの御質問ですけれども、年度の交付額の総額でよろしいでしょうか。

岡山明副委員長 それがどのぐらいの割合かということ。例えば生産量とか前回話された時は分からないという話があったものですから。そういう部分で横土手、市内の田んぼやないけどその何%が農地としてあるのかという、それが金額的に一つの目安として出せるんじゃないかと思ったんですけど、当然米の生産量が皆出てくると思っているんですよ。その一つの目安として金額を出してくれということなんですけど。

中村博行委員長 全体でその割合で出すよりこの面積に掛けたほうが正確な数字が出るよね。正確な数字のほうがいいからね。

森山喜久委員 先ほど、交付申請、交付決定という関係も9月から10月というお話があって、まだその部分は確認できてないって話なんですけど。裏を返せば実績報告書というのは上がってきていると思うんですよ。今この場に実績報告書をお持ちでないのかどうか。お持ちであるならば先ほど言った面積とか交付要件の単価とかそういう形も確認できるんですが、その辺はどうでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 実績報告書は今手元に持っておりません。

中村博行委員長 基本的に農家は皆農協のそういう地域の座談会のようなとこ

ろでもらったり、説明を受けたりあるんですけど、お持ちでないということであればそれに対する議論もできませんけども。多面の場合は間違いなく農家だけじゃないね。環境保全が一番の主旨だろうと思うんですよ。農家だけの問題じゃないということは理解できるんですけどね。それでは先日全体的な質疑をやりましたけども、年計画も含めた中でいろいろ課題があると思うんですよ。仮にこれを実行に移すなら移すで、その辺のことも含めて、質疑を求めたいと思うんですが。

河崎平男委員 都市計画と農業サイドの話はどこまでいっているんですか。今度、この二十何日に都計審があるんじゃないですか。それまでに方向性は決められるんじゃないんですか。

河田都市計画課長 都市計画課のほうで用途地域の見直しを進めておるわけですけど、その中につきましては、旭町、横土手地域について、見直すべきかどうかという方向性についての検討、今から委託業者も含めて、検討を行うところです。この地域だけではございません。ほかの候補地を含めて今からどういうふうな形でやれるかどうかという検討を行っていくところでございますので、また実際にこの地域に大勢の方向性とかそれはちょっとまだ時間が掛かると思います。

河崎平男委員 用途区域の全体計画見直しはいつ頃まででできるんですか。予定でいいですよ。

河田都市計画課長 農林水産課との協議等を含め、庁内協議等含めて、一応今の用途地域見直し等につきましては、来年の10月ごろを目標として進めていきたいとは考えております。

中村博行委員長 都市計画から見た場合、これを農地から外して、都市化に向けてやっていく中で1番大きな課題というのはどういうふうに見えていますか。

河田都市計画課長　これは先日も申し上げましたけれども、全体的な市内の用途地域の面積とか人口の密度、その辺りがまず、課題の一つになります。それから、あとは市としてどういうふうなまちづくりをしていくかという中で、市の財政状況、それから先ほどお話がありました治水対策を含め、あと道路の整備とか、その辺の整備事業に掛かる費用等、市の財政状況を含めて検討していかなければいけないというふうに考えております。

中村博行委員長　特にこの地区は治水の問題が出ていたと思うんですけども、再度、前期中期長期というような計画があったというふうに理解していますけれども、今までの一般質問等々で答弁があったのは6月の一般質問でされた答弁の中を見ても、短期中期整備計画では3年に1度を超える規模の時間雨量42ミリの降雨に対応できる整備を計画していると。これは大体、短期、中期ということになると、何年ぐらいのスペンで考えていますか。

森弘建設部次長兼土木課長　駅前の再生工事に併せて、高千帆郵便局から沖中川まで高千帆郵便局の辺りが浸かる対策として高千帆郵便局から沖中川までの水路の工事を始めるための設計図が書けております。今回、着手する予定でしたが、用地の買収ができなかったために今回見送っております。ですから、まずこの短期計画を終えて様子を見た上で中期の計画を考えるので、これを何年度にやっていくという、そういう展望が今あるわけではございません。

中村博行委員長　長期は10年確率の降雨を計算するというので、先が見えん状態ですね。

森弘建設部次長兼土木課長　先が見えないと言われればそのとおりで、短期をやって、中期をやればポンプを付けることになるので、中期をやった時点でどれほどの効果が出るかというものを見た上で、長期に踏み切ると

いう。だから長期のほうは本当にいつやるかというのは全く分からない状態です。

岡山明副委員長 今話を市民の方が聞いたら怒るんじゃないですかね。短期がつぶれている。中期もない。長期もないという状況で、短期も土地の購入で延期ということで中期も長期も先に進んでないという回答ですが、市民に対してそれはちょっと厳しいなと私は思っと思つてんですけど。もう少し前向きな話をしていただきたいなと私は思うんですよ。高千帆地区の方、今回もまた台風19号も来る状況になっていますが、そういう状況の中で、距離は違いますが、市がそういう姿勢というのはいかかなものかと思うんですけどその辺どうですか。

森弘建設部次長兼土木課長 先ほど土地が買えなかったというお話をしましたけれども、これ実は私どもが買う土地ではなくて、都市計画のほうで接道を造る必要があって、そこに丁度、水路が来るので、それが水路の最下流になります。そこが起点になりますから、そこがまず決着がつかないとこの先の予定が立たないという状態です。

中村博行委員長 治水もやっぱり避けて通れない問題だろうと思うんですよ。例えば今回、請願を出されている地域の農業者等々については、やっぱり農地を早くはじいてほしいと。だけど逆に言うとその周辺の住まわれている方々にとってここが例えば全部宅地化なりされた場合、どのぐらいの水量になるかっていうような、概算でも何でも想定はされていますか。例えば、旭町のほうでどのぐらい水の量が今よりも増えてくる、あるいは横土手のほうでどれだけ増えてくる。これは農業土地利用者以外の人にとっては非常に大きな問題になるかと思うんですよ。その辺の推計というか、そういうものが出された経緯はありますか。

森弘建設部次長兼土木課長 高千帆地区の浸水対策は平成29年12月に完成したものですので、その時点で旭町横土手を宅地化するという予定を見

据えたわけではございませんので、あくまで農地としての流出ケースでしか計算をしておりません。

藤岡修美委員 今の委員長の質問なんですけど、例えば高千帆地区でもアルク周辺でどんどん農地が開発されて宅地になっていますよね。そこをいうと、現実に指定されている農用地の持ち主にそこまで求めるのかって言ったら、市がある程度その調整地機能でという話になってしまうので、そこを求めるのは酷かなと。隣の宅地が浸からないためにお宅いつまでも農地を持っていてくれという話にはならないんじゃないかなという気がしますが。

中村博行委員長 当然、求めているわけじゃないんですよ。例えば厚狭駅南が全部造成された。あそこは全部田んぼやったんですよ。だから平成22年のような状況が起きてきたというふうに言われているので、そういうことも踏まえた中での判断も必要ではないかという意味合いです。

森山喜久委員 農林のほうに確認したいんですけど、基礎的な部分で教えてもらいたいんです。この間旭町ということでそれぞれ認定農業者がお一人ずついらっしゃる。今、認定農業者がそれぞれ耕作している全ての面積、旭町の方は何ヘクタール、横土手の方は何ヘクタールと。例えば農振で除外されて、農地転用されたらこの土地っていうのはその方々は耕作できなくなりますので、それは耕作面積がどれぐらい減っていくのかっていうところを教えていただきたいし、要はこの間、農政のほうは農業者の育成だと、認定農業者の育成というふうな形の部分をこの間言われているんですけど、農用地がなくなってしまうたら、現に耕作している方々の生活、農業がどういうふうになっていくのかっていう懸念も市としても農政としても心配する案件と思うんですよ。それを逆にほかにも空いている土地があるから大丈夫だっていうふうな形で考えるのか、この間も出てきたので、例えば人農地プランとかで、中心経営体でまたこの方々にはこういうところへ持っていくんだっていう形とか、

機構集積協力金を使って対応していくんだとか幾つか方策もあると思うんですけど、そういったところの現状どう、認定農業者の方々がどうなのかっていうところと、その方々を含めて農業者の育成について、どう考えているのかっていうのをこの際ですから教えてもらっていいでしょうか。

平農林水産課農林係長 その認定農業者の方の作られている全部の面積と今回、
請願が出ている地区での面積は調べて回答させていただければと思います。農業者の育成についてですけれどもこれは一般質問でも回答していますとおり、今年度から新たに市独自の事業として、新規就農者の支援事業、新規就農者の方が機械とか買われたときに対する補助の制度を始めしております。これで十分と農林としても考えてはおりませんで、また来年度以降、現在の担い手の方に対する補助等、新たな制度を作っている担い手の確保、農業者の育成というものを進めていきたいと考えております。

河崎平男委員 農振、農用地以外に水田を用途区域にでも作れば、水田耕作対象地になるんでしょう。農振の用地でなければいけないってことはないやろ。そうしたら、農振農用地以外に認定農業者は今のところはもし外れてもいいんじゃない。

深井経済部次長兼農林水産課長 別に農振地域でないといけないというのはございませんで、ただ横土手地区が農振地域から外れたといたしましても、すぐにそれが宅地化されるわけではないと思いますので、それまでの間は、農振地域から外れても、そこで耕作は可能であるということになります。

中村博行委員長 ただ農振地域から外れてしまうと、土地使用者の土地の売買が、自由になるということはありませんか。農振地域は農業委員会が関わってオッケーが出ないと転用ができませんよね。

深井経済部次長兼農林水産課長 農用地の売買につきましては、それが農振地域であるなしにかかわらず、農業委員会の判断が必要になってくると。

中村博行委員長 都市化する場合において懸念するのは飛び地で、売買がされた場合、都市計画のほうでいろんな問題が起こってくるんじゃないかっていうようなこともあろうかと思うんですけども、そういう可能性はないということかね。結局農業委員会のほうで判断されるっていうことやね。

河崎平男委員 横土手地区に市の施策として、まちづくりについて考えはないんですか。合併前には福祉施設を造るとかいろんなものがあつたように聞いております。そういった中でまちづくりを進める上であの地域は用途区域として大事なんじゃないんですか。そういうお考えは持ってないんですか。

河田都市計画課長 現在のところではまだ、どういう施設を造るとかそういう計画は持っておりません。以前もないと聞いております。

中村博行委員長 旭町も同じですか

河田都市計画課長 同様でございます。

中村博行委員長 計画的なものはないということね。ほかに何か質疑ありますか。

中岡英二委員 人口に対する農用地はどれぐらい必要と思われていますか。前回言われたのは知っていますが、調べてこられていますか。なぜ聞かかるといって、今みたいに米価もすごく下がってきていますよね。この7年間、平成13年、14年、15年と年々米価も下がってくるし、現実、高齢化も進んでいますよね。そうした中でやはり耕作放棄地が出る可能

性が高いですね。そうだったら人口もだんだん減少して5年後10年後というのはかなり人口も減ってくると思います。そうした中でどれぐらいの耕作地が必要なのか。これは数字としてやはり出すべきだと思います。そうした中で議論をして、いやいやこっだけ減ってもらったら困るからこれぐらいは確保しよう。そうした中でやはり農業の振興というのを考えていかないといけないと思いますので、分かる範囲でいいですからどのぐらいの農用地が必要なのか。難しいかもしれないですけど、そういう数字がないと根拠は本当に出てこないとし、都市計画の方ともう一度お話されて、どれぐらいの耕作地が必要になるか。やはり現実味を帯びた数字を出していただいたら、議論が進んでいくんじゃないかなと思うんですけどその辺どうですか。

中村博行委員長 国やら県から与えられている面積はあるんじゃないですか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

深井経済部次長兼農林水産課長 基本的には今の耕作面積、これは現状維持ということで考えておりますけれども、今あります農用地振興整備計画、これが10年前でのものでありますので、この10年間の間に社会情勢も変化もあります。そういったことも考えながら農用地がどのぐらい必要なのかということもまた考えていかなければならないかなと思います。次に今から作ろうとしている整備計画も10年スパンのものになりますので、10年後一体どういうふうになっているのか。その辺も考えながら農用地として確保すべき面積、これをじっくりと考えていきたいというふうに思います。社会情勢の変化というのが市街化だけではなくて、農林課としては、農業振興には力を入れているところでございます。また、寝太郎かぼちゃで代表されますように市内の農産物のブランド化というものも、今後も進めていきたいというふうに考えております。そのためには、農産物を作るための面積も当然確保しなければならないと。それは現耕作者であったり、JAであったり、その辺との例えば、年間の出荷量をどのぐらいを目指して、そのためにはどのぐらいの面積がい

るのかということは考えなければいけません。10年後20年後の時代の担い手を一体何人ぐらいを見込んで目指していくのか。その担い手に対してどのぐらいの農用地が提供できるのか。これは中間管理機構で集積された農用地とかそういったものも含めまして、10年後20年後に必要な耕作面積、そういったものはいろんな材料を持った中で考えていかなければならないというふうに思います。

森山喜久委員 今の答弁の中での話なんですけど、逆に認定農業者が五十数人いらっしゃると思うんですけどその方々に集積されている面積はどれぐらいなのか。裏を返せば、農振農用地は全ていつているかどうか分からないんですけど、農振農用地区域でどれぐらいのところを認定農業者が占めているのかっていうところが分かれば教えていただきたいですし、今後、認定農業者にどれぐらいの必要面積を求めていくのかっていう部分の計画とか積上げの数字が分かればそれをちょっと教えていただきたいんですよ。やっぱりさっき言われたように農振農用地として守る土地という部分で、今、現状を維持するのか拡大していくのかっていうところで確かに農産物のブランド化と言われますけれど、今、新規就農者の方は大体水稲されずに、野菜等果物とかのほうに行かれています中で水稲の面積が激減してきているんじゃないかと思うんですよ。その中で山陽小野田市の農政としても本当に守らなきゃいけない守るべき土地はどれぐらいの面積なのか、一定程度そういった宅地化とか用途区域をもっていくとか山林原野のほうにもっていかなきゃいけない農地もあるかもしれない。そういったところをどういうふうに把握分析しているのか分かれば教えてもらえますか。

中村博行委員長 これは宿題やね。

河崎平男委員 関連でありますけど以前も言ったと思うんですけど、市内で農振農用地のまとまった集積される団地は調べているんですか。例えば6ヘクタール以上とか、10ヘクタール以上とかいう団地が市内にたくさん

あるやろ。図面からでも何ヘクタールあるか分かるんじゃないんですか。例えばこれだけは必要だから、これだけのまとまった団地がある中で補助整備したところはもちろんですよ。してないところもたくさんある。そういう状況の中で横土手地域とか旭町地域を外してもいいんじゃないかという意見にもなるんじゃないんですか。まとまった団地が市内にたくさんある。地域によって20ヘクタールもある、6ヘクタール、10ヘクタール、いろんな地域、まず調査して確認されんと、農振農用地としては残そうというのが分からんんじゃないんですか。これ基本ですよ。今度整備計画作る中で図面に落として、どれだけあるか検討しないと大変なことになりますよ。お願いします。

中村博行委員長　それではここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は11時20分から再開したいと思います。宿題は慌ててやってまた訂正があったというのではいけないのである程度精査された中で、報告をいただければというふうに思います。明日朝出せとは言いませんので、柔軟に考えられて出していただけたらと思います。それでは執行部の方はこれで今日のところは退席をしていただこうと思います。ここで暫時休憩に入ります。再開は11時20分ということでお願いします。それでは休憩します。

午前11時 休憩

午前11時20分 再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。先ほど、農林に対して宿題を出したんですけれども、どういうものであったか再度確認しておきたいと思います。最初は全部でどのくらいの農地が必要なのかということだったよね。

森山喜久委員 最初に言ったのは高千帆環境保全会で管理している面積はどれぐらいか。あと活動組織はどういった活動組織で行っているのかということ質問させてもらったと思います。あとは高千帆環境保全会が2017年に合併したというのを確認しているんですけど、それ以前に三つ組織が合併したというふうな話があったと思います。その三つの中にこの横土手地区、旭町地区が含まれているかどうか。その中で懸念になるのが長寿命化。特に農道とか側溝水路の部分の構築物がされているかどうかというところ。そういったところも含めて実績報告書はないのかというふうな話の部分を見せてもらったと思うんですよね。それらの状況とともに、先ほど一応口頭で言われたんですけど、平成29、30年度の長寿命化の補助金の関係を一覧でも頂いたほうがいいのかというふうに思っています。あと認定農業者の関係で認定農業者の方々が耕作している面積はどれだけあるのか。それは今後5年後10年後でどれぐらい見込んでいるのか。それが農振の見直しという中で農振農用地の面積と比較して農業者の方々がどれぐらい持っているのかというところが確認したい。あと抜けていたのが、旭町と横土手の認定農業者の方々がそれぞれどのくらい持っているかの確認と旭町が例えば除外されたら、その認定者の方が耕作する面積はどれぐらい減るのか。横土手のほうもそういった形の部分が言えると思うんで。要は今、一生懸命頑張っている農業者の方々が、どれぐらい耕作の面で影響してくるのかという状況も把握をさせてもらいたいと言わせてもらったと思います。あと補足があれば皆さん思い出したものを教えてもらえたらと思います。

中岡英二委員 今言われなかったんですが高千帆環境保全会から横土手にどれぐらいの金額が3年間流れているか。その金額を知りたいです。

中村博行委員長 確認してこれだけのことは出してもらおうようにしようと思います。ほかにはいいですね。今、そういうふうないろいろな宿題が出てきましたのでこの審査については、今日のところは審査がまだ不十分とい

うことで次回に向けてまた審議を深めていきたいと思っておりますので、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）もろもろの日程調整をしたいと思っておりますが、執行部のほうは早ければ明日ぐらいには回答できるようなことを言っていました、また実は違っていたというようなこともあってはいけませんので、十分精査した中では出していただくということで、今私が思うところでは、10月16日14時からというふうにしたいと思っておりますが、それでよろしいですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ほかにはないようでしたら、これで委員会を閉じます。よろしくそれでは以上で産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時10分 散会

令和元年10月9日

産業建設常任委員長 中村博行